

衛藤幹子著

『政治学の批判的構想』

——ジェンダーからの接近』



評者：辻 由希

本書は、これまでフェミニズム研究との対話を避けてきた「主流派」の政治学を、議論の土俵に引っ張りだそうとする意欲にあふれた、力強い大著である。著者は、欧米を中心としたフェミニスト視点に基づく社会学および政治学の多くの研究を渉猟し、それら相互の理論、主張の違いを整理するとともに、これらの「非主流派」フェミニストから見たときに、「主流派」の政治理論・政治学研究が何を無視してきたのかを包括的に論ずる。

評者の見るところ、本書の議論の焦点は、フェミニズムとリベラリズムの論争にある。そこで以下では、本書の中でも主にリベラリズムとの関係を取り扱う章について、概要を紹介する。著者は第4章で、リベラリズムに対するフェミニズムからの批判を整理したうえで、第5章において、リベラリズムの形式的平等を克服する「積極的平等」を支持する立場を示す。積極的平等とは、アファーマティブ・アクションやジェンダー・クォータという政策・制度を通じ、歴史的に構造的劣位に置かれてきた集団を名指ししてその成員の社会的、政治的地位の改善により実質的な平等の実現を図ることである。著者によれば、積極的平等は本質主義批判、すなわち女性を一括りにし、その身体性に

「本質的に」起因するとされてきた母性などの特性を固定するとの批判を免れない。しかしながらその実、「主流派」の平等も、たとえば健康な男性という身体性に帰着する本質主義的な特性を暗黙のうちに想定しているのにもかかわらず、マイノリティ側になぜ積極的平等が必要なのかの挙証責任が課せられることにより、本質主義的な説明が必要になるというメカニズムを指摘する（138頁）。この指摘は卓見であろう。

次に著者は、市民社会の議論へと移る。第6章では、主流派の市民社会論が社会に内在する不平等や抑圧、支配の可能性を等閑視してきたことに対するフェミニズムからの批判を示す。そして平等主義（ソーシャル）リベラリズムも主張するように、一方で国家には市民社会における個人の自由な活動を保護する力があること、他方で（ハーバースに代表される）主流派の市民社会論の構想が示すとおり、国家に対抗する公共圏が女性運動にとっても重要な足場となってきたことも認める。そのうえで第7章では、市民社会を再構想する試みとして、アイリス・ヤングの市民社会の三層モデル（私的結社、市民的結社、政治的結社からなる）を修正し、家族－私的結社－市民的結社－政治的結社－国家という領域が相互に重複し浸透し合っている様を捉えるものとして、「重なりあう、切れ目のない世界」と名づける著者独自のモデルを提示する。

第8章と第9章では、政治代表についての議論が展開される。第8章で議会内の過少代表の要因について実証的なフェミニスト政治学研究の知見を提示した後、第9章では、フェミニズム理論の中でもフェミニスト官僚や女性運動などの議会外代表を重視する立場に反論し、議会内代表の役割を再考するように求める。

以上のように、本書は広範にわたるテーマ、大量の先行研究を扱いながらも主要な論争を分かりやすくまとめており、「主流派」の政治学者にも読みやすいように配慮されている。またフェミニズムやジェンダー論の文献を読んできた評者にとっても、新たに学んだ点や、これまで断片的に知っていた論点を全体の見取り図の中に置くことができた点が多くあった。その一方で、いくつか物足りない、あるいは気になる点があった。下記では三点を挙げておきたい。

第一に、著者自身の理論的な立場が分かりにくいという率直な読後感を抱いた。著者にとっての主な論敵が章ごとに異なっており、また多様な論者の議論を整理したのちに示される著者自身の主張がときに明確ではなく、ときに一貫していないように感じた。論敵がある節では「主流派」政治学・理論となったり、また別の節ではある特定のフェミニストまたは流派になったりする。たとえば、著者は第4章・5章ではリベラリズムに批判的であるのに対し、第9章では女性政策の推進にあたり、議会外での（行政官僚と社会運動の共闘などを通じた）代表に過度に期待する向きに対してはそれを諫め、議会内代表の役割を軽視すべきではないと述べ、リベラル・デモクラシーの擁護に立っている。

ただこの分かりにくさは、実はフェミニスト政治学に内在するジレンマに起因するのではないか、というのが評者の意見である。先に述べたように本書がとりわけ多くの紙幅を割いて述べているのは、リベラリズムとフェミニズムの論争であり、それには正当な理由がある。著者もいうように、J・S・ミルを引くまでもなくフェミニズムの誕生そのものがリベラリズムと密接な関係を持ち、その思想に多くを負いながら、それへの批判により自らの思想と運動を彫

琢してきたとってよい。また現在多くの国で採用されている代表制民主主義やそれを研究対象とする政治学は概ね、リベラリズムの基本的な価値や概念、認識枠組に依拠している。そのためフェミニストの、あるいはジェンダー・アプローチを採用する政治学研究者（以下ではフェミニスト政治学者とよぶ）も、そういった政治学の概念や分析手法によってトレーニングを受け、それらを用いて政治現象を分析する。それと同時に、そういった「主流派」政治学の認識枠組や分析手法を使うことで、何かが見えなくなっているのではないかと、という自問を繰り返す。つまり、フェミニスト政治学者は繰り返し、リベラリズムとの関係を自らに問う必要に迫られる。

評者の見るところ、社会科学の他の分野（たとえば社会学やカルチュラル・スタディーズ）におけるフェミニズム／ジェンダー研究者と比較して、（評者自身も含め）フェミニスト政治学者は、リベラリズムとそれに依拠した政治学の諸概念について、両義的な立場をとる傾向がある。著者もいうようにリベラリズムの匿名性、形式主義は「人は平等であるべき」という規範と「人は平等である」という実態を混同することで、女性をはじめとするマイノリティが構造的な不平等の状態にあることを認めようとしない。こういったリベラリズムに異議申し立てを行ってきたフェミニズムの意義は大きい。実証的政治研究においても、フェミニストとしては、たとえば「主流派」政治学が想定する（身体性を欠いて抽象化された）合理的な政治アクター像と、アクター間の戦略的ゲームになぞらえた政治過程の分析には違和感を覚える。しかし一方で、政治学の学徒としては、リベラリズムや代表制民主主義が市民の自由を擁護し、また社会に存在する多様な利益を調整し紛争を平和的に解決するための、完璧ではないけれど現実的

な統治の術を基礎付ける理念として、重要な役割を担ってきたことを認めるからである。著者の理論的立ち位置の分かりにくさ、あるいは穏健さは、すなわち、フェミニストであり政治学者でもあることを両立させようとする著者の誠実さ、慎重さの裏返しといえる。

第二の点は、ネオ・リベラリズムとフェミニズムの関係についての、本書の評価についてである。2016年にはアメリカ大統領選挙でヒラリー・クリントンが負け、2017年には小池百合子東京都知事が新しい保守政党を創設し、最大野党が分裂したことにより日本のリベラルが消滅するかとさえいわれた。ネオ・リベラリズムの浸透とそれへの批判運動の高まり（伝統的な左右の軸の両端で）という時代に生きる現代の私たちから見ると、リベラリズムとフェミニズムはともに守勢にまわっているように見える。このタイミングで、リベラリズムとフェミニズムの論争を再検証する意義の一つは、ネオ・リベラリズムとフェミニズムとの関係をどう捉えるかについての示唆を得ることにあるように思われる。著者はこれについて以下のように指摘する。まず1980年代以降、フェミニズムの中心が平等の実現を目指すものから多様なアイデンティティの承認を求めるものへと移っており、それはネオ・リベラリズムと多文化主義が共存する「時代思潮の申し子」といえるかもしれない(24頁)。そしてこのことは、再分配争点を後退させるとともに、多文化主義のもとでは女性を抑圧する文化も承認されるべきかなど困難な問題を突きつけた。ネオ・リベラリズム政策による福祉予算の削減は貧困の女性化を招き、公的サービスの削減は女性が担う無償(ケア)労働の負担を拡大し、また政府はそれを補完するため、NPOなどにサービスを委託する。その結果、フェミニズム運動を推進して

きた組織が政府の下請け機関となるような傾向も見られ、それはフェミニストから政府(国家)への対抗力を奪う。要するに、「ネオ・リベラリズムはフェミニズムに与しないばかりか、政府の有形、無形の資源としてフェミニズムを利用しようとさえする」(113頁)。こういった著者の観察は的を射ている。ただ著者は、リベラリズムへの批判や論争を通じてフェミニズムは自らの思想や運動も鍛えてきたので、「リベラリズム、なかでもネオ・リベラリズムが突きつける難題はフェミニズムがさらなる進化を遂げる好機になるかもしれない」(139頁)という楽観的な見通しも述べる。ではフェミニズムは、どのように進化を遂げるべきなのか。著者が支持する「積極的平等」や「重なり合う、切れ目のない世界」というモデルは、フェミニズムをどこへ連れていけるのか。この問いについて、著者自身の回答をぜひ読んでみたかった。

第三の点として、本書が全体的にアイリス・ヤングを筆頭とする1980～1990年代に主著を出した(ラディカル・フェミニズムから大きな影響を受けた)フェミニスト理論家を主に参照する一方で、その後の、とりわけ構築主義の立場に立つフェミニストや政治・社会理論家の議論については十分に検討していないように思われた。あるいは、そういった理論家の著作に言及する場合も、やや乱暴な整理がなされている箇所が見られた。たとえば、第9章において、構築主義の視点を大いに取り入れたMichael Sawardの代表論について、評者の理解とは異なる要約がなされていることが気になった。著者は、議会外代表が女性政策形成に果たす役割を重視する論者として、ジュディス・スクワイアーズ等のフェミニスト政治学者とともに、Sawardを位置付けている。しかし評者の理解によれば、Sawardの代表論の出発点は、「政治

代表はどうあるべきか」という規範的な議論をいったん措いて、まず、代表という行為において何が行われているのかをより正確に、実態に即して理解するための分析枠組を提示しようとするものである。その意味では、議会外代表と議会内代表のどちらがより民主的正統性があるか、という規範的な論争のどちらかの立場に Saward を位置付けることは、かなりミスリーディングのように思われる。

以上のように、本書は広範な先行研究を大胆

に整理しているために、個々の論点については、疑問や消化不良に感じた点もある。しかし最初に述べたように本書の眼目は「主流派」政治学とフェミニズム理論との対話を喚起するところにある。本書に込めて、「主流派」政治学からの応答がなされることを評者も大いに期待している。

(衛藤幹子著『政治学の批判的構想——ジェンダーからの接近』法政大学出版局、2017年7月、vii+301+7頁、定価4,500円+税)

(つじ・ゆき 東海大学政治経済学部准教授)

法政大学大原社会問題研究所叢書

法政大学大原社会問題研究所／榎一江 編著

戦時期の労働と生活

戦時期日本において戦争遂行のために推進された運動や政策はいかなる論理をもって展開され、人々の生活や労働のあり方にいかなる構造的変化をもたらしたのか。

法政大学大原社会問題研究所／原伸子 編著

福祉国家と家族

一九八〇年代以降に福祉国家が縮減する過程とグローバル化の下で家族政策が主流となっていく文脈を、米・英・独・スウェーデン・日本などの歴史的な事例を通して比較検証する。

法政大学大原社会問題研究所／菅富美枝 編著

成年後見制度の新たな

グランド・デザイン

人々が保護の対象でなく自身の権利を行使するにはいかなる支援が必要か。ケア、介護、消費、福祉など様々な現場と世界の最新状況から成年後見制度を再構築する。

法政大学大原社会問題研究所／菅富美枝 編著

移民・マイノリティと 変容する社会

宮島 喬・吉村真子 編著 移民やマイノリティたちの権利や政治的経済的平等について、規範形成との関わりで論じる。

規範理論の探究と 公共圏の可能性

松橋晴俊・壽福眞美 編著 多くの社会問題を克服し、「望ましい社会」を実現するための合意形成の過程を考察する。

法政大学出版局

〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-3
TEL 03-5214-5540/FAX 03-5214-5542

http://www.h-up.com/
※表示価格は税込みです